

第2次三好市健康増進計画・第2次三好市食育推進計画中間評価 支援業務委託仕様書

1 業務名

第2次三好市健康増進計画・第2次三好市食育推進計画中間評価支援業務

2 業務の目的

本市では、「すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力のある三好市」を基本理念に「第2次三好市健康増進計画・第2次三好市食育推進計画」を令和2年度を初年度とし、令和11年までの10年間の計画として一体的に策定している。

計画が10年間の長期にわたることから、計画開始から令和6年度までの5年間の市の取り組みや健康づくりの目標値の達成状況を分析し、今後、重点的に取り組むべき課題を整理するため、中間評価を行い、計画の改定をすることを目的とする。

3 履行期間

契約の締結日から令和7年3月31日まで

4 計画策定の留意点

本業務は、「第2次三好市健康増進計画・第2次三好市食育推進計画」の中間評価を行い、改定計画を策定するものである。

同計画は令和2年度から令和11年度にわたる10年間の計画として健康増進計画と食育推進計画を一体的に策定されており、令和6年度に計画の見直しを行うことが明記されている。

計画の中間評価及び策定に当たっては、国の「健康日本21（第三次）」「第4次食育推進基本計画」及び「健康徳島21（第3次）」「徳島県食育推進計画（第4次）」を勘案するとともに、国、県の健康増進・食育推進の動向、関係法令等の制定、改廃、市の関連計画の動向等にも十分に留意することとする。

5 業務内容

(1) 市民意識調査の実施

市民の健康増進・食育推進に対する実態及び支援に関するニーズを把握し、基礎資料とするため、アンケート調査を行い、調査の集計を行う。また、調査の結果を報告書及びの計画策定委員会の資料として使用できるよう取りまとめる。

調査項目の設定については、国の指針等によるもののほか、専門的知識及び経験に基づき、必要な調査項目等の提案を行う。

① 調査対象者及び標本数（予定）

18歳以上の市民 2,000名（無作為抽出）

② 抽出方法

発注者が、住民基本台帳等から上記対象世帯を抽出し、宛名ラベルを作成する。

③調査方法

調査票は、郵送により配布し、郵送による回収を基本とするが、インターネット等の活用など回収率向上のための方策について、受託者からの企画提案を基に協議して決定する。

※ 調査票及び発送用封筒・返信用封筒の印刷、発送封入・封かん作業は受託者が行う。

宛名ラベルの作成は市が行う。なお発送及び回収にかかる経費は受託者が負担する。

① 調査期間 令和6年7月末から8月末までの期間において実施予定

⑤調査に関する成果品

調査結果報告書（様式任意）1部及び電子データ1式を提出すること。

⑥成果品の納入期限 令和6年9月30日

(2)現状の分析と課題の整理

調査結果並びに第2次三好市健康増進計画・第2次三好市食育推進計画の取組みに関する評価及び現状を分析し、三好市における課題を明らかにする。自由回答欄のデータ入力も行い、内容別に分類し整理する。その他市が要望する集計作業を行う。

(3)需要量の推計・目標量の検討

調査結果及び人口推計等をもとに、健康増進・食育推進事業に必要な項目の集計・分析を行うとともに、三好市の施策意向、計画策定委員会の審議内容を考慮し、需要量の推計及び目標量の検討を支援する。

(4)事業計画骨子案の策定

検討分析結果及び国の「健康日本21（第三次）」「第4次食育推進基本計画」及び「健康徳島21（第3次）」「徳島県食育推進計画（第4次）」等を踏まえた計画骨子案（事業計画の方向性・概要を示すもの）をとりまとめる。

(5)三好市健康増進計画・食育推進計画策定委員会の開催支援

三好市健康増進計画・食育推進計画策定委員会（令和6年度3回程度開催予定）の開催にあたり、資料原稿の作成及びオブザーバー出席などの開催支援、並びに討議結果を議事録作成やその後の作業に反映させる。

(6)事業計画案の策定支援

(1)～(4)の結果を反映し、計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果に基づき計画案を修正する。

(7)パブリックコメントの実施支援

計画案に関して三好市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(8)計画書の作成

確定した「第2次三好市健康増進計画・第2次三好市食育推進計画（改訂版）」の計画書を作成する。

6 成果品

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1)計画書（A4判カラー80ページ程度） | 100部 |
| (2)計画書データ（編集可能な形式のもの） | 1式 |
| (3)概要版（A4判カラー8ページ程度） | 12,000部 |
| (4)概要版データ（印刷用データ） | 1式 |

※ 成果品については、市民が理解しやすく、分かりやすいものにすることを意識し、具体的な内容については、三好市と協議の上決定する。

※ 受託者は、成果品を三好市に提出し検査を受け、その結果、本仕様書並びに協議による内容を満たさない場合は、速やかに修正等を行う。

※ 受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、納品完了後であっても、受託者は速やかに三好市が必要と認める訂正、補正、その他の必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。

7 著作権の帰属

成果品についての著作権及び所有権については三好市に帰属する。受託者は三好市の許可なく成果品を第三者に公表または提供してはならない。

8 その他

- (1)国及び県等から新たな方針が出た場合は、その都度協議するものとする。
- (2)この仕様書に定めるものの他、独自の提案事項がある場合には、企画提案書に記載し、提案すること。

9 留意事項

- (1)本業務の受注及び遂行に当たっては、三好市と十分な打合せを行うこと。
- (2)十分な実績、経験、技術及び知識を有する技術者を配置すること。
- (3)受託者は、三好市から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4)本仕様書に関して疑義を生じた事項及び定めのない事項は、受託者と三好市で協議の上、決定するものとし、受託者の一方的な解釈によってはならない。
- (5)業務遂行上必要な資料で、三好市が保有しないものについては、受託者の責任と負担において収集すること。
- (6)業務中に生じた諸事故並びに三好市または第三者に与えた損害に対しては、受託者の責任において処理すること。